

東京農業大学校友会宮城県支部規約

第一章 総 則

(目的)

第1条 本会は会員相互の親睦をはかり、併せて東京農業大学の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は東京農業大学校友会宮城県支部と称する。

(事務所の所在地)

第3条 本会の事務所は、仙台市におく。

第二章 会員並びに下部組織

(会員たる資格)

第4条 本会の会員は、宮城県内に居住する東京農業大学出身者とする。また、東京農業大学に在籍した者、或いは同大学の功労のあった者で、入会について2人以上の役員から推薦され、役員会の議を経た後、最初の総会で承認された者は、会員となることができる。

(下部組織)

第5条 本会の目的を達成するため、下部組織を設置することができる。

- 2 下部組織を設置しようとするときは、代表者は別に定める様式により会員名簿を添えて支部長に申し出て承認を得るものとする。
- 3 支部長は、役員会に諮って下部組織としての可否を決め、通知するものとする。
また、その結果を次期支部総会に報告するものとする。
- 4 下部組織に対して、予算の範囲以内で補助金を交付することができる。

第三章 役 員

(役員の定数)

第6条 本会に次の役員をおく。

支部長1名 副支部長2名 幹事長兼支部連絡幹事1名 会計1名 幹事若干名
会計監事2名 支部代議員3名

(役員の選任)

第7条 役員は総会において会員の互選によるものとする。

(役員の職務)

第8条 役員は規約並びに総会の決議を尊重して、会務の執行に参画する。

- 2 支部長は、本会を代表して会務を総理する。
- 3 副支部長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- 4 幹事長兼支部連絡幹事は、支部長の命を受け本会の事務を掌理するとともに、本部並びに東京農業大学等の事務を処理する。
- 5 会計は、本会の金銭出納事務を掌理する。
- 6 支部代議員は、本部総会及び代議員会に本会を代表するものとし、支部長、支部長が指名する副支部長及び幹事長兼支部連絡幹事がこれにあたる。
- 7 幹事は、本会の会務の執行にあたる。

- 8 会計監事は、本会の会計又は会務の執行の状況を監視するとともに、その監査結果について役員会及び総会に報告し、意見を述べなければならない。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

第四章 会 議

(会議の種類)

第10条 会議は総会と役員会とし、支部長が召集する。

(総会の招集)

第11条 毎年1回通常総会を召集する。

- 2 支部長は、必要と認めたときは臨時総会を招集することができる。

(総会の招集手続)

第12条 総会の招集は、予め会議の目的事項、日時及び場所を会員に通知して行うものとする。

第13条 総会は出席した会員をもって開会する。

第14条 総会は出席会員の過半数をもって可決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(総会の決議事項)

第15条 総会には次の事項を付議する。

- 1 会務報告及び決算認定に関する事項
- 2 規約改正に関する事項
- 3 役員の選任及び顧問の承認に関する事項
- 4 会費の賦課及び徴収方法に関する事項
- 5 入会者の承認に関する事項
- 6 その他支部長が必要と認めた事項

(役員会)

第16条 役員会において協議すべき事項は、次のとおりとする。

- 1 総会に附議すべき事項
- 2 総会の委託を受けた事項
- 3 入会者の承認に関する事項
- 4 会員名簿の作成及び会務の発行等に関する事項
- 5 会計事務に関する事項
- 6 本部との連絡に関する事項
- 7 その他本会の目的達成に必要な事項

第17条 役員会の議決は、役員の3分の1以上が出席し、出席者の過半数で決する。

第18条 役員会は随時開くことができる。

第19条 総会及び役員会の議長は、支部長がこれにあたる。

(顧問)

第20条 本会に顧問をおくことができる。顧問は役員会において推薦し、総会の承認を得るものとする。

第五章 会 計

(会計年度)

第 2 1 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

(経費)

第 2 2 条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 会費は年会とし、その額は毎年総会において決定し、徴収するものとする。

第 2 3 条 収入金は郵便貯金又は銀行預金として、確実に保管しなければならない。

第六章 補 則

第 2 4 条 この規約に定めるものの他業務の執行、会計その他に関して必要な事項は、役員会で定める。

附 則

この規約は、昭和 2 3 年 8 月から施行する。

この改正規約は、議決の日から施行する。(昭和 4 9 年 8 月 3 1 日改正)。

この改正規約は、議決の日から施行する。(平成 9 年 8 月 2 3 日改正 第 4 条の 1 追加)。

この改正規約は、議決の日から施行する。(平成 1 8 年 8 月 2 6 日改正 第 5 条、第 7 条の 4 及び 6)。

この改正規約は、議決の日から施行する。(令和 6 年 8 月 2 4 日改正 第 1 1 条及び 2 1 条)。